

〔No. 24〕

次の 1 ～ 5 の文は、地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）及び関連省令（平成 19 年国土交通省令第 78 号）に規定する基盤地図情報について述べたものである。明らかに間違っているものはどれか。次の 1 ～ 5 の中から選べ。

1. 基盤地図情報には、海岸線、軌道の中心線、道路縁、建築物の外周線などの 13 項目がある。
2. 基盤地図情報における平面位置及び高さの精度は、都市計画区域内と都市計画区域外で同一である。
3. 都市計画区域内の基盤地図情報を基図として、地図情報レベル 5000 のハザードマップを作成できる。
4. 国が保有する基盤地図情報は、原則としてインターネットを利用して無償で提供されている。
5. 基盤地図情報の整備には、都市計画基図、道路台帳図、河川基盤地図などが活用されている。